

## やすらぎ堤デザイン検討委員会 規約 (案)

## (趣旨)

第1条 この規約は、「やすらぎ堤デザイン検討委員会」(以下、「委員会」という。)の設置について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 本委員会は、新潟市中心部を流れる信濃川本川下流の通称「やすらぎ堤」区間の水辺空間をより良いものとするため、その整備、更新等についての、デザインや改善方策について検討することを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、別紙1の委員を持って構成する。

- 2 委員長は委員の互選によって選出し、委員会の運営と進行を総括する。
- 3 委員長の指名により委員を追加することができる。
- 4 委員長の指名により委員会にオブザーバーを置くことができる。

## (公開)

第4条 委員会の委員会資料、議事内容の公開については委員会でこれを定める。

2 委員会の事務職は、前項で決定した公開する情報について、関係住民が閲覧できるような措置を講ずるものとする。

委員会で配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でない場合を除き、事務局のホームページ（以下「H P」という）にて公表を行うものとする。

2 事務局は会議終了後、速やかに議事録を作成し、発言者に確認後H Pにて公表を行う。

## (事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所調査設計課、及び新潟市土木部公園水辺課に置くものとする。

## (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が起案し、委員長が委員会に諮って定める。

附則 本規約は、平成27年2月5日より施行する。

附則 (一部改正)

本規約は、平成27年3月 日より施行する。